

公告

令和５年度 公立陶生病院 北棟冷温水発生機改良工事に関する事後審査型一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

令和５年７月６日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 川 本 雅 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

令和５年度 公立陶生病院 北棟冷温水発生機改良工事

(2) 工事場所

瀬戸市西追分町１６０番地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から令和６年３月２２日まで

(4) 工事概要

北棟の冷温水発生機及び付属機器の更新

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ 公告日前日において、令和４・５年度工事等競争入札参加資格者名簿（瀬戸市）に対象工事「管」の総合数値が６００点以上で登載されている者であって、入札参加申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。

ウ 公告日から開札日までの間、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更正手続開始の決定を受けていること。

オ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

カ 次に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

キ その他の法令、規則等に違反していない者であること。

(2) 工事实績に関する事項

平成25年度から令和4年度の間、官公庁等（国、県、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人）が発注した5,000万円以上の空調設備に関わる工事を元請けとして施工実績があること。

(3) 配置予定技術者に関する事項

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理（主任）技術者を本工事の配置予定技術者として配置できること。なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申請のあった日以前に3か月以上の雇用）を有すること。

3 入札参加資格確認申請

一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加予定者」という。）は、別に配付する事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）（以下「資格確認申請書」という。）に必要な事項を記入のうえ、公告に記載の期日までに提出しなければならない。

(1) 資格確認申請書の提出期間

令和5年7月6日（木）から同月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

資格確認申請書

(4) 提出場所

公立陶生病院 財政課

(5) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しないものとする。

4 設計図書等の閲覧・配付及び契約条項の提示

設計図書等の閲覧及び契約条項の提示を次のとおり行う。また、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に設計図書等を配付する。

(1) 場所

ア 設計図書等の閲覧及び契約条項の提示

公立陶生病院 総務課施設係

イ 設計図書等の配付

公立陶生病院 財政課

(2) 期間

令和5年7月6日（木）から同月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問については、次のとおり質問書を持参又は電子メールにて提出すること。なお、質問が無い場合は、その旨を記載した書類を持参又は電子メールにて提出すること。

(1) 質問書の提出期間

令和5年7月21日（金）から同月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 質問書の提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 質問書の提出場所

公立陶生病院 総務課施設係

電子メールアドレス shisetsu@tosei.or.jp

6 設計図書等に関する質問の回答

令和5年7月28日（金）午後5時までに回答を電子メールにて送付する。

7 入札執行の日時

(1) 日時

令和5年8月3日（木）午後2時40分

(2) 場所

公立陶生病院 敷地内薬局2階 多目的室

8 入札保証金

(1) 入札参加予定者は、公立陶生病院組合契約規則（平成2年公立陶生病院組合規則第1号）（以下「契約規則」という。）第9条第2項に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を令和5年8月2日（水）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 入札参加予定者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加予定者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の執行

(1) 入札は、本人又は委任状を提出した代理人が持参した入札書により行うものとし、郵送又は電送による入札書は受け付けない。なお、会場への入場者は、2名以内とする。

(2) 入札回数は、4回（再度入札は3回）とする。

(3) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

(5) 初回入札時のみ入札書と工事費内訳書を同封し提出すること。

10 予定価格等

予定価格は、落札者決定後に公表する。

11 最低制限価格

設定する。（最低制限価格は、落札者決定後に公表する。）

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名及び押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) 初回入札時に工事費内訳書が同封されていない入札
- (10) 入札書と工事費内訳書のコピー金額が明らかに相違する入札
- (11) 工事費内訳書の必要項目に記載が無い入札
- (12) 最低制限価格に満たない金額を記載した入札（最低制限価格を設定した場合）
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

13 落札候補者の決定

- (1) 一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。
- (2) 前号の落札候補者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

14 入札参加資格書類の提出

落札候補者は、契約担当者が指定した期限までに第2項の(1)のイ、カ、(2)及び(3)について確認できる書類を契約担当者に提出しなければならない。

15 入札参加資格の確認

- (1) 落札候補者に対して入札参加資格要件（以下「資格要件」という。）を審査し、資格要件を満たす場合は落札者とする。
- (2) 前号の確認の結果、落札候補者が参加要件を有していないと認めた場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たに落札候補者とし、第13項の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、前号の確認を行うものとする。
- (3) 前号の確認は、入札参加者のうち落札者が決定するまで行うものとする。

16 工事費内訳明細書

落札者は、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳明細書を提出しなければならない。

17 契約

契約書の作成を必要とする。

18 契約保証金

(1) 落札者は、契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

ア 契約者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約者が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

19 建設リサイクル法に係る届出

対象外

20 支払条件

完了一括支払とする。

21 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、契約規則等の定めによる。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合は、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

22 問い合わせ先

公立陶生病院 財政課

瀬戸市西追分町160番地

電話 0561-82-5101（内線 5332）

FAX 0561-82-9139